

藤井寺市広報板広告掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則（平成21年藤井寺市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、藤井寺市が管理する広報板（以下「広報板」という。）を広告媒体として活用することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の掲載場所、規格、枠数等は次のとおりとする。

広報板	掲載場所	規格	枠数
次条に規定する広報板	広報板の真下(広告板)	広告板(縦220cm×横1800cm)の枠内に納まる広告で、素材はアルミ合板又はそれと同等の素材のもの	広報板1基につき広告1枠

(設置可能場所)

第3条 広告を掲載することができる広報板は別に定める。

(広告の掲載基準)

第4条 広告の掲載基準は、規則第3条に定めるもののほか、次の各号いずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含むもの
- (2) 市が推薦などしているかのごとき表現をしたもの
- (3) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (4) 広告主(団体にあつては代表者を含む。)の行う事業・行為が社会的批判又は指弾の対象となっているもの

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市と広報板広告掲載業務の契約を締結した広告取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)が行う。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1広告あたり3年以内とする。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、広告の掲載を広告取扱業者に依頼するものとする。

- 2 広告取扱業者は、前項の依頼があつたときは、第4条の規定により審査を行い、広告を掲載しようとする月の前10日までに藤井寺市広報板広告掲載承認許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込書の提出があつたときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、掲載の可否を決定する場合において、必要と認めるときは、広告

内容の修正等の条件を付することができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかに藤井寺市広報板広告決定通知書(様式第 2 号)により広報取扱業者に通知するものとする。

(広告の著作権)

- 第 9 条 広告の著作権は、広告取扱業者に帰属するものとする。ただし、別途取り決めがある場合は、この限りでない。

(広告掲載料)

- 第 10 条 広告主は、広告の製作、設置、維持管理等にかかる必要経費及び市長が別に定める広告掲載料を広告取扱業者に支払うものとする。

- 2 広告取扱業者は、前項の広告掲載料を市の発行する納付書により、市の指定する金融機関に市の指定する期日までに納入しなければならない。

(広告内容等の変更)

- 第 11 条 市長は、広告の掲載に支障があると認めるときは、広告取扱業者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告取扱業者は、広告掲載期間内に広告の内容を変更しようとするときは、変更の承認を受けなければならない。

(掲載の取消しの通知)

- 第 12 条 市長は、規則第 6 条の規定により広告の掲載を取り消したときは、藤井寺市広報板広告掲載取消通知書(様式第 3 号)により、広告取扱業者に通知するものとする。

(広告の撤去)

- 第 13 条 広告の掲載期間が終了したとき若しくは規則第 6 条に規定する広告掲載の取消しの決定を受けたとき又は広告主から掲載の取下げの申出を受けたときは、広告取扱業者は、速やかに広告を撤去するものとする。

(広告掲載料の返還)

- 第 14 条 規則第 8 条第 2 項の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載することができなくなった月以降の総月額とし、これに利子は付さないものとする。

(損害賠償)

- 第 15 条 次の各号に該当する期間において、広告を行わないことにつき、市は損害賠償の責を負わない。

(1) 広報板の事故又は老朽化等のため修理で設置のできない期間

(2) 広告の掲載、撤去及び変更に必要な期間

(3) 広告の原状回復、維持管理に必要な期間

(広告取扱業者の責任)

- 第 16 条 広告掲載の手続きに関する一切の責任は、広告取扱業者が負うものとする。

2 広告主から、苦情の申し立て、損害賠償を請求等がされた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広報板に掲載する広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第2号（第8条関係）

藤井寺市広報板広告決定通知書

年 月 日

様

藤井寺市長

年 月 日に申込みのありました広告掲載については、次のとおり決定したので通知します。

記

1	決定の可否	掲載する ・ 掲載しない
2	掲載する広告	板番号 (広告主)
	掲載期間	年 月 日～ 年 月 日 (か月)
	掲載料金	円
	広告の内容	別添原稿のとおり
	修正の有無	有 ・ 無 有の場合、その内容
3	掲載しない場合	理由

様式第3号（第12条関係）

藤井寺市広報板広告掲載取消通知書

年 月 日

様

藤井寺市長

年 月 日付けで決定した次の広告の掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

1	掲載を取り消す 広告	受付番号	(広告主)
		広報板	番 号 (-) 地区名 ()
		掲示期間	年 月 日 ~ 月 日 (か月)
		広告内容	別添のとおり
2	取り消しの理由		